

## 春日井市コミュニティ住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市コミュニティ住宅条例（平成7年春日井市条例第28号。以下「条例」という。）第14条及び第28条第3項に規定する家賃及び割増賃料（以下「家賃等」という。）の減免及び徴収猶予の実施について必要な事項を定めるものとする。

(家賃等の減免及び徴収猶予の基準)

第2条 家賃等の減免は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。この場合において、減免する金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1) 条例第14条第1号の場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ定める額

ア 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する場合 当該コミュニティ住宅の家賃と当該住宅扶助基準限度額との差額（入院等により一時的に住宅扶助が停止された場合 当該コミュニティ住宅の家賃全額）。

イ 入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号の規定に準じて算出した額）が次の表の左欄に掲げる収入の区分のいずれかに該当する場合 それぞれ同表の右欄に掲げる額

収入区分	額
政令第2条第2項の表の入居者の収入の区分の欄の額のうち最低の額（以下「収入区分最低額」という。）の4分の1以下の場合	当該コミュニティ住宅の家賃に100分の35を乗じて得た額
収入区分最低額の4分の1を超え2分の1以下の場合	当該コミュニティ住宅の家賃に100分の30を乗じて得た額
収入区分最低額の2分の1を超え収入区分最低額以下の場合	当該コミュニティ住宅の家賃に100分の15を乗じて得た額

(2) 条例第14条第2号の場合 春日井市災害見舞金等支給条例（昭和48年春日井市条例第16号）により災害見舞金等の支給を受け、かつ、引き続きコミュニティ住宅に居住する入居者に対し、当該コミュニティ住宅の家賃等に100分の10を乗じて得た額

(3) 条例第14条第3号の場合 その都度市長が定める額

2 入居者が前項各号に掲げる事由の2以上に該当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

(1) 入居者が生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合 前項第1号ア

(2) 前号以外の場合 当該入居者の申請により、前項各号のいずれかの規定

3 家賃等の徴収猶予は、入居者が納付期限までに、納付することができない事由があると市長が認めた場合に行うものとする。

4 家賃等の減免又は徴収猶予をする期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、入居者の申請により、その期間が満了した際に市長が必要と認めるときは、引き続き家賃等の減免又は徴収猶予をすることができる。

(1) 第1項第1号アに該当する場合 生活保護法による保護を受けている期間

(2) 第1項第1号イ及び同項第2号に該当する場合 1年以内において市長が定める期間

(3) 第1項第3号の場合 その都度市長が定める期間

（申請書に添付する書類）

第3条 春日井市コミュニティ住宅条例施行規則（平成7年春日井市規則第26号。以下「規則」という。）第12条第1項の申請書に添付する書類は、入居者（入居決定者を含む。）の市区町村長の発行する最近の課税証明書、支払証明書（第1号様式）、事業所得証明書（第2号様式）その他収入を証する書類とする。

(適用の期間)

第4条 入居者が家賃等の減免又は徴収猶予を希望するときは、原因発生の日から速やかに申請し、市長が承認をした日の属する月の翌月から適用するものとする。

2 家賃等の減免又は徴収猶予を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を記載したコミュニティ住宅家賃等の減免及び徴収猶予事由消滅届(第3号様式)を市長に提出し、適用の終了手続をしなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 春日井市コミュニティ住宅家賃等の減免等に関する要綱(平成8年7月1日施行)は、廃止する。